

事 務 連 絡  
令和4年3月29日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付  
産 業 教 育 振 興 室

新型コロナウイルス感染症対策に対応するための令和4年度における  
遠洋実習の特例の適用方針について（周知）

平素より産業教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、諸外国の港において様々な入国制限措置等が採られており、3級海技士第一種養成施設の課程における、出港地又は寄港地から2,000海里以遠の水域における実習等（以下「遠洋実習」という。）を実施することが困難な状況が発生しております。

このため、国土交通省海事局海技課において、新型コロナウイルス感染症に関連して、遠洋実習を受けることが困難な場合の取扱いについて検討を行い、遠洋実習に関する弾力的な取扱いに関して取りまとめた通知（添付資料の「新型コロナウイルス感染症対策に対応するための令和4年度における遠洋実習の特例の適用方針について」（令和4年3月29日付け国土交通省海事局海技課長通知））が地方運輸局等に対して発出されておりますので、ご承知おき願います。

なお、各水産高等学校に対しては、地方運輸局等を通じて、既に当該通知が周知されていること申し添えます。

**【本件担当】**

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付  
産業教育振興室産業教育係 03-5253-4111（内線 2384）

国海技第333号の2  
令和4年3月29日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付  
産業教育振興室 担当官 殿

国土交通省海事局海技課

新型コロナウイルス感染症対策に対応するための令和4年度における  
遠洋実習の特例の適用方針について（周知）

標記について、別添のとおり、令和4年3月29日付で地方運輸局等に対して通達を  
発出し、貴管下の水産高等学校等へも周知しておりますので、御了知願います。

問い合わせ先：  
国土交通省海事局海技課試験係  
TEL：03-5253-8111（内線：45315、45339）  
03-5253-8655（直通）

国海技第333号  
令和4年3月29日

各地方運輸局海上安全環境部長  
北陸信越運輸局海事部長  
神戸運輸監理部海上安全環境部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

(国土交通省) 海事局海技課長

新型コロナウイルス感染症対策に対応するための令和4年度における  
遠洋実習の特例の適用方針について

船舶職員及び小型船舶操縦者法第13条の2第1項並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(以下「規則」という。)第55条の規定に基づき、規則第56条第1号イ、ホ、ヘ、ト及びチに定める第一種養成施設(以下「三級海技士第一種養成施設」という。)の課程を修了した者が、規則第21条第1号ハ及びト並びに第2号ハ、ト及びリに定める海技試験(以下「三級海技士試験」という。)の筆記試験の免除を受ける場合には、「登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示」別表第5の定めにより、出港地又は寄港地から2,000海里以遠の水域における実習(以下「遠洋実習」という。)を終えていなければならない。

また、学校卒業者が、規則第26条の規定に基づく乗船履歴の特例の適用を受けて規則第21条第1号ハ及びトに定める海技試験(以下「三級海技士(航海)試験」という。)の口述試験を受験する場合には、同規則別表第6に基づき、国土交通大臣が告示で定める遠洋実習(※)を終えていなければならない。

- ※1 出港地又は寄港地から2,000海里以遠の水域を航行すること。
- 2 本邦以外の地域の港に入港し、又は本邦以外の地域の港から出港すること。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策として、諸外国において様々な入国制限措置等が採られていることから、各学校の練習船が、外国において寄港することが困難な状況が続いている。また、これに伴い、水や燃料油等の補給を受けることができず、2,000海里以遠の水域へ無寄港で航行することも困難な状況である。

このため、三級海技士第一種養成施設の課程を修了し三級海技士試験の筆記試験の免除を受けようとする者及び学校卒業者であって乗船履歴の特例を受けて三級海技士(航海)試験の口述試験を受験しようとする者に求められる遠洋実習について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の関係機関へ周知するとともに、遺漏なきよう取り

計らわれたい。

なお、当該取扱は、令和4年度に実施する遠洋実習に限るものとする。

## 記

### 1. 適用対象

本取扱は、次に掲げる学校の課程において練習船による実習を受けた者であって、三級海技士試験の筆記試験の免除を受けようとする者又は乗船履歴の特例を受けて三級海技士（航海）の口述試験を受験しようとする者に適用する。

- ① 大学
- ② 高等専門学校
- ③ 海上保安大学校本科
- ④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- ⑤ 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース
- ⑥ 高等学校又は中等教育学校

### 2. 事務取扱

遠洋実習には、座学や校内実習で習得した知識・能力を基礎に、長期間の連続した航海の中で、例えば、日本とは気象・海象が異なる大洋上の航海、日本とは港湾事情が異なる外国における入出港や当該入出港に伴うポトラジオ・コーストガードへの海事英語を使用した通報業務を経験させ、船舶職員としての職務を行うために必要な知識及び能力を習得できることに意義があるものと考えられる。

当該実習の具体的な内容については、各学校において訓練計画を作成しているところであるが、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、遠洋実習を受けることができないことについて、やむを得ない事情がある者については、上記の遠洋実習の意義に鑑み、代替的なものとして認められる教育訓練を受けることをもって、三級海技士試験の筆記試験の免除を受けようとする者又は乗船履歴の特例を受けて三級海技士（航海）試験の口述試験を受けようとする者に求められる遠洋実習を受けたものとして取り扱う。この場合、代替的な教育訓練は、出港地又は寄港地から 100 海里以遠の水域における通算 4,000 海里以上の航海を含むものでなければならないものとする。

### 3. 手続

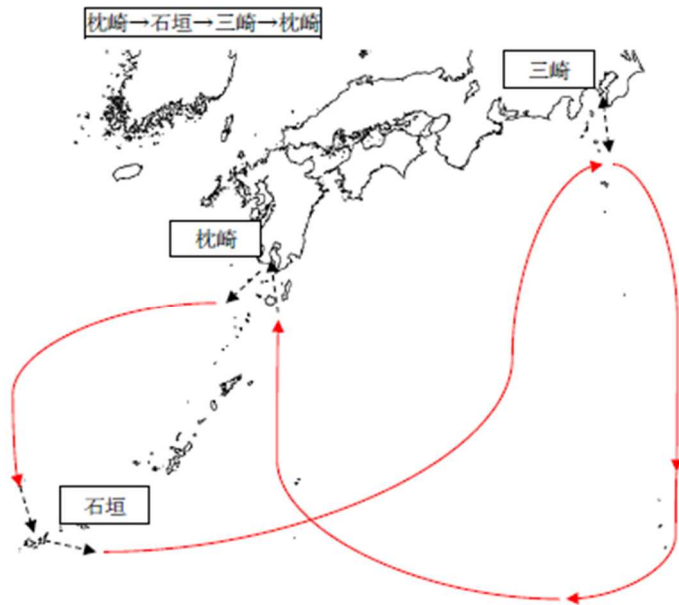
本取扱に基づく乗船履歴の特例の適用を受けるには、各学校が、別添様式及びその記載内容を確認できる書類（別紙記載例参照）を添えて、海技課試験係に事前に報告すること。また、報告事項の変更があったときは、その都度報告すること。



<記載例> 遠洋実習の弾力的運用（報告様式の記載内容を確認できる書類）

◆航路図（例）

実習その1



- 月×日 08:00 枕崎出港
- 月×日 08:00 石垣入港
- 月×日 14:00 石垣出港
- 月×日 浦賀・中ノ瀬航路
- 14:00 三崎入港
- 月×日 09:00 三崎出港
- 月×日 10:00 枕崎入港

※上記と同じように、すべての実習の航路図を記載ください。

## ◆代替訓練内容（例）

本校の課程を卒業した者であって、3級海技士試験の筆記試験の免除を受けようとする者又は口述試験を受験しようとする者には、次の代替訓練を講じる計画である。

### 1. 「2千海里以遠の水域又は沿岸への航海」の代替訓練

- ・連続した航海当直・機関当直の実施
- ・各種航法に基づく航海計画の策定
- ・大洋航路における気象・海象
- ・太陽観測又は星測に基づく船位決定法の計算
- ・風系や海流が日本近海とは異なる海域（△△方面等）への航行

### 2. 「本邦外の港への出入港」の代替訓練

- 専門家による講義
  - ・△△関係
  - ・××関係
  
- 入出港の演習
  - ・△△について、外国版資料を用いた航海計画演習の実施
  - ・××にかかる講義の実施
  
- 海事英語の演習・訓練
  - ・△△に係る実技訓練